

# GS Japan Neutral

愛称: GS ジャパン・ニュートラル



### 【ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型投信/国内/株式/特殊型(マーケット・ニュートラル型)

#### 投資信託説明書(目論見書) 2009.11

- ※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### ■設定・運用は



創造的な資産運用。

### コールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称: GS ジャパン・ニュートラル

追加型投信/国内/株式/特殊型(マーケット・ニュートラル型)

### 投資信託説明書(交付目論見書) 2009.11

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。 課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「ジャパン・ニュートラル」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■設定・運用は



創造的な資産運用。

コールドマン・サックス・アセット・マネジメント

- 1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 21 年 11 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 11 月 19 日にその届出の効力が生じております。
- 2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
- 3. 本ファンドは株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ●投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ●投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ●銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS ジャパン・ニュートラル」といい、本ファンドおよびゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「GS ジャパン・ニュートラル」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。 お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

#### ■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)」および「株式の流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

#### ■本ファンドの手数料等について

#### ◆申込手数料

特定日(原則として毎月 20 日。休業日の場合は翌営業日)の基準価額に 2.1% (税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

◆信託報酬

基本報酬: ファンドの純資産総額に年1.05%(税込)の率を乗じて得た額とします。

成功報酬: 特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除

前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、超過額に対して21%(税込)の割合の成功報酬を受領します。

◆信託財産留保額

1万口につき基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

- ◆その他の費用
  - 有価証券売買時の売買委託手数料等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、 運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することが できません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

概

要

特

徴

リスク

運

用

買

付

換

金

費用·税金

その他

## ご利用の手引き

ファンドの 概 要について知りたい	ファンド概要 ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
ファンド の 特 徴 について知りたい	ファンドのポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
購入後のファンド 情報を得るには	基準価額の入手方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 12 12
リ ス ク について知りたい	値動きの主な要因、その他のリスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 14
ファンド の 運 用 について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント( GSAM )とは ・・・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 ・・・・ 運用体制およびリスク管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 17 18 19
買 付 について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 ······ お買付の単位、お買付の流れ ······	20 20
換 金 について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 ····································	21 21
フ ァ ン ド の 費 用 / 税 金 について知りたい	お買付時・投資期間中・ご換金時の費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 22 23 24 24
そ の 他	ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 26 27 27 28 29
	財務諸表等 信託約款	

## ファンドの概要について知りたい

## ファンド概要

項目	内 容	
ファンド名	ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)	
商品分類	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型(マーケット・ニュートラル型) 自動けいぞく投資専用	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	本ファンドは、ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニューザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンドはE主要投資対象とします。	
信託期間	原則として無期限(設定日:2002年11月29日)	詳しくは
ファンドの 特 徴	個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の 獲得を目指します。ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR) を上回る収益を追求します。	P5~10
値動きの主な要因 (投資リスク)	・株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク) ・株式の流動性リスク	P13
決 算 日	毎年2月20日および8月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、 市場動向等を勘案して決定します。	P11
委 託 会 社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P16、17
受 託 銀 行 (信託銀行)	住友信託銀行株式会社	P16
販 売 会 社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P12

## ファンドの概要について知りたい

#### 詳しくは...

項 目	内。容	RET .
お買付・ご換金	原則として毎月20日を特定日(ただし、休業日のときは、翌営業日を特定日とします。)としてお買付・ご換金のお申込みを受付けます。	P20, 21
受付締切時間	毎月の特定日の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P20, 21
お 買 付 価 額	特定日の基準価額	P20
お 買 付 単 位	販売会社によって異なります。	P20
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として、販売会社が定める料率	P22
ご 換 金 価 額	特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	P21
信託財産留保額 (換金時の費用)	基準価額に対して0.2%	P22
ご 換 金 単 位	1 <b>口単位</b> (注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。	P21
ご 換 金 代 金 のお 支 払 い	原則として特定日から起算して4営業日目からお支払いいたします。	P21
信 託 報 酬 (運用中の費用)	基本報酬:純資産総額に対して年率1.05%(税込) 成功報酬:特定日(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%(税込) 上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。	P22
税 金 等	「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。	P22



### ファンドの概要について知りたい

## 商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型追加型	国 内 海 外 内 外	株 式	M M F M R F E T F	インデックス型 特 殊 型 (マーケット・ ニュートラル型)

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 国内…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 株式…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 特殊型(マーケット・ニュートラル型)…投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法(マーケット・ニュートラル型)の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一大中 券 般債 人で 一大中 券 般債債の かり ( 一本で 一大中 券 般債債の がり ( 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で 一本で	年1回年2回年4回回年4回回年4回回年4回回年4回回日年4回回日日日日日日日日日日日	グローバル ( 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 ( エマージング	ファミリー ファンド・ オブ・ ファンズ	あり ( ) なし	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 そ の 他 (マーケット・ ニュートラル型)

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式))…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資 収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回...目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

その他(マーケット・ニュートラル型)…本ファンドでは市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用いた 運用を行います。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ( http://www.toushin.or.jp ) に掲載されておりますので、ご覧ください。

## ファンドのポイント

- ◆ 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、 市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。
- ◆ 投資対象は主としてTOPIX(東証株価指数)構成銘柄とし、ベンチマークである 円短期金利(1ヵ月円LIBOR\*)を上回る収益を追求します。
- ◆ 設定・解約は月1回の特定日(原則として毎月20日)にのみ可能です。
- ◆ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。
  (ファミリーファンド方式については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。)
  - \*LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### GS ジャパン・ニュートラルの運用における特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法(マーケット・ニュートラル運用)により、付加価値の獲得を目指します。

日本株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。

ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い 銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、日本株式市場全体の動向からの 影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績に直結します。

多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

上記の目的を達成できる保証があるわけではありません。



### 運用の特徴 伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。 代替投資としては、

「代替投資資産」(=株式、債券以外の市場への投資)

例:不動産、コモディティ(商品)等への投資

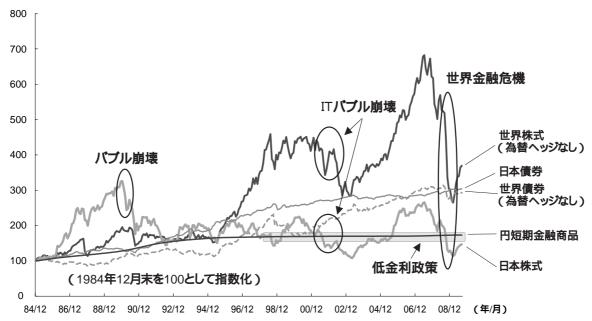
「代替投資手法」(=株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法)

例:マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GSジャパン・ニュートラルは 「代替投資手法」の1つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

#### 主な資産クラスの動向



期間:1984年12月末~2009年8月末

世界株式: MSCI**ワールド・インデックス( 為替ヘッジなし )** 世界債券: JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス( グローバル ) ( 為替ヘッジなし )

日本株式:MSCIジャパン・インデックス、日本債券:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)の日本債券部分、

円短期金融商品:1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることは避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用 商品へのニーズが高まってきています。

GS ジャパン・ニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

### 運用の特徴 投資元本に対する収益の追求

GS ジャパン・ニュートラルは、"日本株式市場全体の動きを上回ることを追求"するのではなく、"投資元本に対する収益を追求"することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

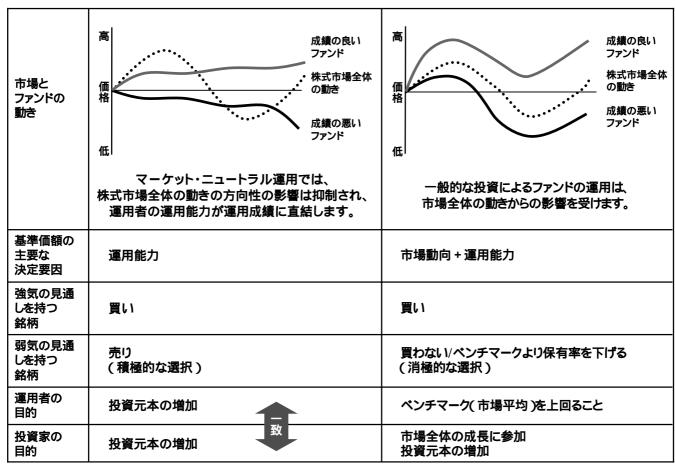
絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

#### 絶対収益型運用

例:マーケット・ニュートラル運用

#### 相対収益型運用

一般的な株式投資を行うファンド





投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が 一致しています。市場動向には左右されにくい 一方、運用者の運用能力が運用成果の重要な 要因となります。



運用成果は市場動向に大きく左右される傾向があることから、価格変動の影響を受け易いため、 投資家の目的『投資元本の増加』とは短期的には一致しないことがあります。

上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

徴



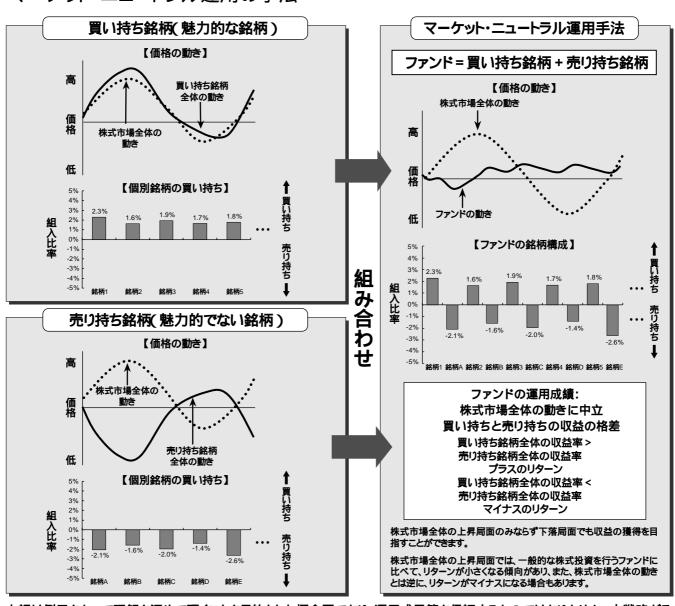
### ファンドの特徴について知りたい

### 運用の特徴 市場全体の動向からの影響を抑制した 銘柄選択による付加価値の追求

GS ジャパン・ニュートラルは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を 追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

#### マーケット・ニュートラル運用の手法



上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

### 運用の特徴 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。 GS ジャパン・ニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

#### 銘柄選択の6つの評価基準

#### バリュー

企業の会計指標と現在の株価を比較して、割安な 銘柄を選別します。

#### センチメント

調査機関による業績予想を評価し、業績予想が上 方修正された銘柄を選別します。

#### モメンタム

過去の一定期間において、株価の推移が他の銘柄 と比較して堅調な銘柄を選別します。



#### マネジメント

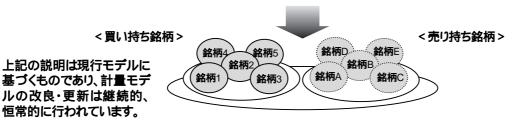
企業の経営・財務戦略を包括的に評価し、利益予 想が的確に行われているなどの特徴をもつ企業を 選別します。

#### 収益性

資本を有効に活用して収益を上げている銘柄を選別 します。

#### クオリティ

キャッシュ・フローを伴うなど利益の質の高い銘柄を 選別します。



### 6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的でないと判断される銘柄)
パリュー	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向に ある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向に ある銘柄
マネジメント	過去の利益予想の実績において、会社予想利益 が的確であった銘柄	過去の利益予想の実績において、会社予想利益 が的確でなかった銘柄
収益性	企業価値*に比べて高い利益を上げている銘柄	企業価値に比べて十分な利益を上げていない銘柄
クオリティ	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、 キャッシュ・フローを伴っていない利益を計上して いる銘柄



\*ここでの企業価値とは、株式時価総額に負債を加えたものをいいます。

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

また、上記の6つの評価基準は、本ファンドの運用を担当するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

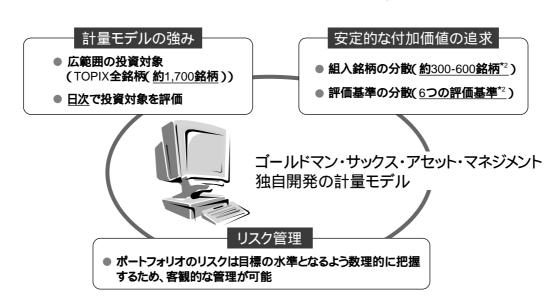
上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。



# 運用の特徴 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

GS ジャパン・ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、 収益機会を広範囲に求めること、 リスクを厳格に管理すること\*1、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

- \*1 リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- \*2 状況によって今後変更される可能性があります。

## ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年2月20日および8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

### 分配方針

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

### ご注意点

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。 詳しくは販売会社までお問い合わせください。



## 購入後のファンド情報を得るには

### 基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:Jニュト)。

なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

### 運用報告書

年2回(2月および8月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を 作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

### その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、 通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 03-6437-6000

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

## リスクについて知りたい

## 値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資 元本が減少する可能性があります。したがって<u>元金は保証されていません。</u> 主なリスクとして以下のものが挙げられます。

### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンドは株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります(また、株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

### 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

## その他のリスク

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、信用取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。



## リスクについて知りたい

## 自意窟

解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

#### 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

#### 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

#### ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。また、効率的な運用を図る目的で、マザーファンドの追加信託の上限は2,000億円となっております。したがって、他のベビーファンドの規模、新規設定、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの純資産総額が500億円を下回る場合であってもお申込みを受付けない場合があります。

#### ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

#### 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン(愛称:GS 日本ニュートラル)」とは別個のファンドであり、運用実績等も異なる場合があります。

## リスクについて知りたい

## 留意点(続き)

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

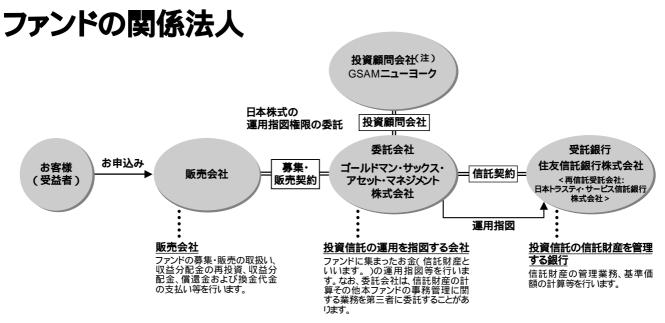
特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し、ご換金の場合は取消しまたは保留)させていただくことがあります。

この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

#### その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。





(注) 本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといいます(以下同じ。)。

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル 約68.0兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=96.01円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



(注)メルポルンはGS JB Wereオフィスです(GS JB Wereはゴールドマン・サックスの関連会社です。)。

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

### 1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2009年11月18日現在)。

### 2. 沿 革

1996年 2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を

譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・

アセット・マネジメント株式会社に変更

### 3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所:東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐大介

### 4. 大株主の状況

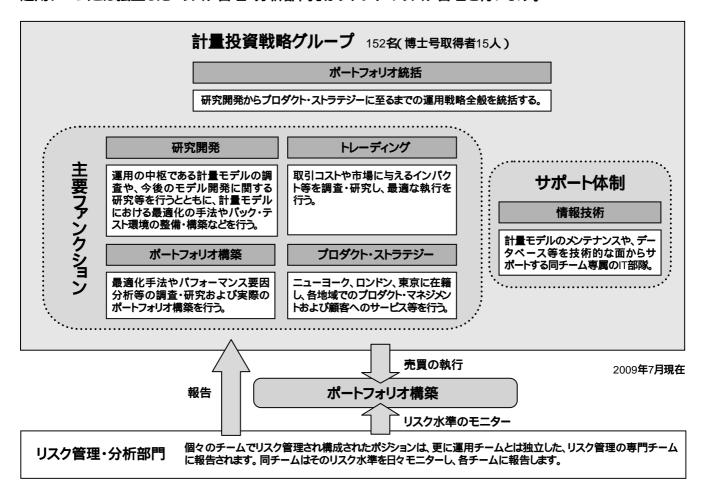
(2009年11月18日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市プロード・ストリート85番地	64	1



## 運用体制およびリスク管理体制

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。また、 運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1)リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい 離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

### 運用体制に関する社内規則等

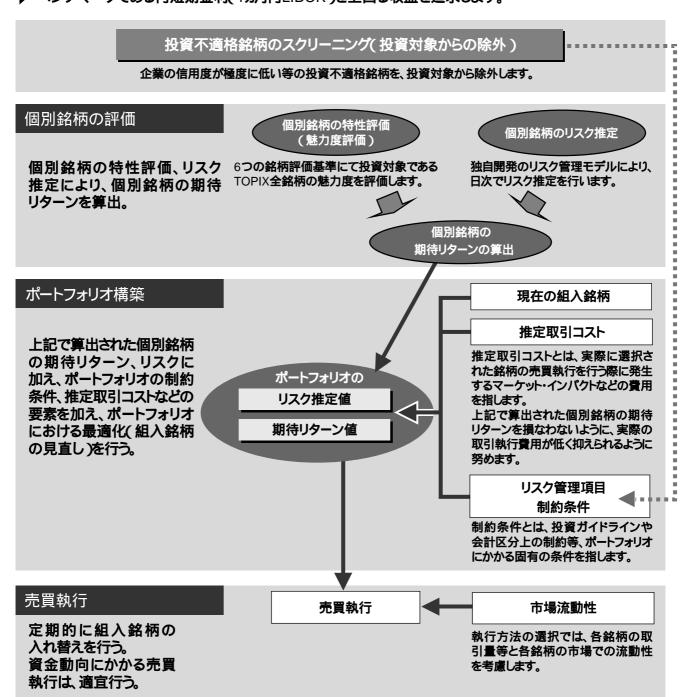
ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

### 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

## 運用プロセス

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを 基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。



## 買付について知りたい

## お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎月の特定日\*1の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の 半休日は午前11時)\*2までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込み が行われたものとして取扱います。

- \*1 原則として毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)とします。
- \*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

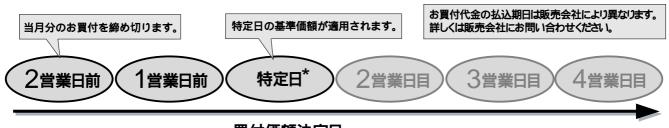
## お買付の価額

- お買付の価額は特定日の基準価額が適用されます。
- お買付にかかる費用については「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

## お買付の単位

販売会社によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## お買付の流れ



買付価額決定日

\*原則として毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)とします。

お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい/留意点/お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、12ページ掲載の照会先でご確認ください。

## 換金について知りたい

## ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定日\*1の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)\*2までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。

- \*1 原則として毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)とします。
- \*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので販売会社にご確認ください。

## ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(解約価額)となります。

換金価額 (解約価額)

= | 特定日の基準価額

信託財産留保額 ( 当該基準価額×0.2% )

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

## ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ご換金の流れ



<sup>\*</sup>原則として毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)とします。

ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい/留意点/お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。



## ファンドの費用/税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2009年11月18日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用				税金*1
お買付時*2	,	上限として販売 面額に乗じて得た	_		
投資期間中(運用費用の内訳)	基本報酬: 日本報酬: 日本報酬 アレン 合 年 1.05込 の 成準が は 領 1.05込 の が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は 領 2 が は の 3 が は の 3 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は の 4 が は	ドの信託財産の 得た額とし、配分 委託会社 年の.4725% (税込) 委託酬控は、後、反 にお酬けるハイ・党 額に対して21% 印刷費用など信託 の年率0.05%相 かれます。詳しく	酬*3 ファンドの計算規 純以下の計算には以下の計算には以下の計算に対する。 は以下の計算に対する。 は以下の計算に対する。 は以下の計算に対する。 4725% (税 にがりる。 ながするが、 ながりない。 は、移動を記している。 は、後記によりである。 は、後記によりである。	率1.05%(税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<b>ご換金時</b> (解約請求による場合)	基準価額に対して0.2%(信託財産留保額*4)				譲渡益×10%*5
収益分配金 受取時					普通分配金×10%*5
ファンドの 償還時		_	_		譲渡益×10 <b>%*</b> <sup>5</sup>

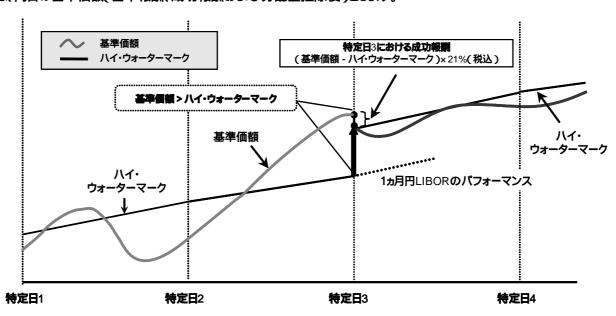
- \*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- \*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- \*3 詳しくは次ページをご覧ください。
- \*4 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。
- \*5 2011年12月31日までの期間については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

## ファンドの費用/税金について知りたい

### 成功報酬について

成功報酬:特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がハイ・ウォーターマークを上回った場合、超過額に対して21%(税込)

ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合は1万口=1万円)+1ヵ月円LIBORによる増加分(直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算)とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。



- (注1)1ヵ月円LIBORは、2009年8月31日現在、年率0.2%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。
- (注2)上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。 また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。 ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

### その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。 かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。



### ファンドの費用/税金について知りたい

### 個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の 受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。

「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

#### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

### 換金時および償還時の課税について

#### 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

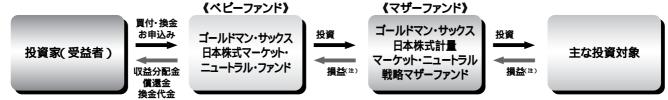
税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

### ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。(ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。)

直接投資することもあります。) 商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

#### マザーファンドの運用方針

- (1)個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
- (2)ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
- (3) GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### 信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き\*を経て終了することがあります。

- (1)受益権総口数が、50億口を下回ることとなった場合
- (2)監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3)委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐと きを除きます。)
- (4)受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5)受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6)委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、 受託銀行と合意する場合
  - \* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

#### 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます\*。

\* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

#### 反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

## その他

### その他の契約の変更について

#### (1)募集·販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (2)投資顧問契約

委託会社とGSAMニューヨークの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

### 受益者の権利等

#### (1)収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2)償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3)一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

- 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。
- 一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

#### (4)収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (5)委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

#### (6)換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

## その他

### 内国投資信託受益証券事務の概要

(1)受益権の名義書換

該当事項はありません。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(4)その他

本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 投資制限

(1)約款上の投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。

ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。

同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。 (有価証券の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

#### (2)法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

# その他の情報について

申 込 期 間	2009年11月19日から2010年11月18日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
<b>夢集総額</b>	500 <b>億円を上限とします。</b>
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場 所	該当事項はありません。
振替制度について	本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まら受益権を「振替受益権」といいます。)。 振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。 今の記載・記録によって行われます。 季託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
振替機関に関する 事 項	株式会社 証券保管振替機構
格 付	格付けは取得しておりません。

### 「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1)資産の評価
    - (2)保管
    - (3)信託期間
    - (4)計算期間
    - (5)その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

<sup>「</sup>請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

## 用語集

### 委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

### 売り持ち(うりもち (ショート・ポジション)

他から株券を借り、現在の株価で売り、値下がりしたところで買って、借りてきた株券を返済しようという意図で行われるものです。価格が下落すると利益が出ますが、逆に、価格が上昇すると損失が生じます。

#### 運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

#### 解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの 基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額 と同じ価額となります。

#### 基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

### 受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

### 信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者 との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

### 信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

### ハイ・ウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことで、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。

### 販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

#### 運用状況

(1) 投資状況

(2009年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	_	5, 299, 316, 375	100. 03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△1,748,992	△0.03
合計 (純資産総額)	_	5, 297, 567, 383	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

(2009年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	74, 206, 580, 700	94. 49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	4, 331, 355, 345	5. 51
合計 (純資産総額)	_	78, 537, 936, 045	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2009年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本 株式計量マーケット・ニュート ラル戦略マザーファンド		1. 2778	5, 318, 462, 508	1. 2732	5, 299, 316, 375	100.03

#### 種類別及び業種別投資比率

(2009年8月31日現在)

	(2003 + 0 7) 01 H 5(HZ)
種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100. 03
승카	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件 (2009年8月31日現在) 該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの (2009年8月31日現在) 該当事項はありません。

#### 参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	京セラ	電気機器	128, 800	7, 390. 00	951, 832, 000	7, 750. 00	998, 200, 000	1. 27
2	日本	株式	任天堂	その他製品	39, 000	24, 480. 00	954, 720, 000	25, 160. 00	981, 240, 000	1. 25
3	日本	株式	アマダ	機械	1, 502, 000	636.00	955, 272, 000	653.00	980, 806, 000	1. 25
4	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	262, 400	3, 530. 00	926, 272, 000	3, 730. 00	978, 752, 000	1. 25
5	日本	株式	グローリー	機械	459, 500	2, 010. 00	923, 595, 000	2, 080. 00	955, 760, 000	1. 22
6	日本	株式	日本通運	陸運業	2, 281, 000	378.00	862, 218, 000	416.00	948, 896, 000	1. 21
7	日本	株式	日本郵船	海運業	2, 352, 000	399.00	938, 448, 000	403.00	947, 856, 000	1. 21
8	日本	株式	大日本住友製薬	医薬品	895, 900	928.00	831, 395, 200	1, 051. 00	941, 590, 900	1. 20
9	日本	株式	日本曹達	化学	2, 125, 000	448.00	952, 000, 000	442. 00	939, 250, 000	1. 20
10	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	4, 098, 400	227.00	930, 336, 800	228.00	934, 435, 200	1. 19
11	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	843, 000	1, 098. 00	925, 614, 000	1, 097. 00	924, 771, 000	1. 18
12	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	246, 300	3, 785. 72	932, 424, 000	3, 750. 00	923, 625, 000	1. 18
13	日本	株式	商船三井	海運業	1, 552, 000	567.00	879, 984, 000	595. 00	923, 440, 000	1.18
14	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	1, 874, 000	510.00	955, 740, 000	490. 00	918, 260, 000	1. 17
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	310, 200	3, 080. 00	955, 416, 000	2, 935. 00	910, 437, 000	1. 16
16	日本	株式	新日鉱ホールディン グス	石油・石炭 製品	1, 955, 000	483.00	944, 265, 000	464.00	907, 120, 000	1. 16
17	日本	株式	セイノーホールディ ングス	陸運業	1,081,000	775.00	837, 775, 000	829.00	896, 149, 000	1. 14
18	日本	株式	日清製粉グループ本 社	食料品	703, 500	1, 139. 00	801, 286, 500	1, 235. 00	868, 822, 500	1. 11
19	日本	株式	阪和興業	卸売業	2, 366, 000	381.00	901, 446, 000	367. 00	868, 322, 000	1. 11
20	日本	株式	日本電信電話	情報・通信 業	202, 500	3, 990. 00	807, 975, 000	4, 160. 00	842, 400, 000	1.07
21	日本	株式	ヤマハ	その他製品	686, 300	1, 194. 00	819, 442, 200	1, 195. 00	820, 128, 500	1.04
22	日本	株式	アルプス電気	電気機器	1, 445, 800	549.00	793, 744, 200	561.00	811, 093, 800	1.03
23	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	1, 251, 000	628.00	785, 628, 000	635. 00	794, 385, 000	1.01
24	日本	株式	大和工業	鉄鋼	277, 300	2, 855. 00	791, 691, 500	2, 780. 00	770, 894, 000	0. 98
25	日本	株式	小森コーポレーショ ン	機械	692, 300	1,059.00	733, 145, 700	1, 104. 00	764, 299, 200	0. 97
26	日本	株式	青山商事	小売業	437, 500	1, 653. 00	723, 187, 500	1, 725. 00	754, 687, 500	0. 96
27	日本	株式	住友商事	卸売業	785, 200	961.00	754, 577, 200	953. 00	748, 295, 600	0. 95
28	日本	株式	凸版印刷	その他製品	801, 000	905.00	724, 905, 000	919.00	736, 119, 000	0.94
29	日本	株式	日産車体	輸送用機器	950, 000	788.00	748, 600, 000	766.00	727, 700, 000	0.93
30	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1, 105, 900	714.00	789, 612, 600	650, 00	718, 835, 000	0. 92

種類別及び業種別投資比率

(2009年8月31日現在)

国内/外国	業種	投資比率 (%)
国内	鉱業	0.04
	建設業	2. 46
	食料品	2. 97
	繊維製品	1. 37
	化学	8. 66
	医薬品	5. 22
	石油・石炭製品	2. 45
	ゴム製品	0.33
	ガラス・土石製品	1.54
	鉄鋼	3.77
	非鉄金属	1.95
	金属製品	0.33
	機械	6. 47
	電気機器	12. 97
	輸送用機器	6.55
	精密機器	0.08
	その他製品	4. 25
	電気・ガス業	1. 27
	陸運業	4. 27
	海運業	2. 38
	倉庫・運輸関連業	0.46
	情報・通信業	4.64
	卸売業	7.82
	小売業	3, 16
	銀行業	2.52
	証券、商品先物取引業	0. 29
	保険業	2.65
	その他金融業	1.75
	不動産業	0.47
	サービス業	1.40
合計	1	94. 49

- ② 投資不動産物件 (2009年8月31日現在) 該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの (2009年8月31日現在) 該当事項はありません。

#### (3) 運用実績

14期

#### ① 純資産の推移

2009年8月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りで

純資産総額 (百万円) (分配落) 純資産総額 (百万円) (分配付) 1口当たり 純資産額(円) (分配落) 1口当たり 純資産額(円) 期 年月日 (分配付) 1期 (2003年2月20日) 10, 940 10,940 1.0230 1.0230 2期 1. 0376 1. 0476 (2003年8月20日) 18, 766 18, 947 3期 (2004年2月20日) 17,026 17, 109 1.0171 1.0221 4期 (2004年8月20日) 13, 823 13, 954 1. 0529 1.0629 5期 12, 885 13,006 1.0717 1.0817 (2005年2月21日) 6期 14,674 1. 1230 7期 (2006年2月20日) 20, 196 20, 289 1.0841 1.0891 8期 (2006年8月21日) 18, 742 18, 914 1.0891 1.0991 9期 (2007年2月20日) 17, 586 17, 743 1. 1202 1. 1302 10期 (2007年8月20日) 14, 122 14, 187 1.0882 1.0932 11期 (2008年2月20日) 13, 196 13, 257 1.0851 1.0901 12期 11, 407 11, 462 (2008年8月20日) 1.0236 1.0286 13期 6, 667 0. 9970

5, 343

11, 413

8, 077

7, 903

6, 922

6,729

6, 708

6, 563

6, 140

6,061

5, 977

5, 651

5, 433

5, 372

0.9213

1.0344

1.0111

1.0151

1.0024

0,9955

0.9917

0.9656

0.9652

0.9516 0.9368

0.9177

0. 9263

		2009年8月末日	5, 297
(注)	表中	ロの末日とはその月の最終営	営業日を指します。

(2009年8月20日)

2008年8月末日

2008年9月末日

2008年10月末日

2008年11月末日

2008年12月末日

2009年2月末日

2009年3月末日

2009年4月末日

2009年5月末日

2009年6月末日

2009年7月末日

#### ② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2002年11月29日 至 2003年2月20日	0.0000
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	0.0100
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	0.0050
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	0.0100
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	0.0100
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	0.0100
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	0.0050
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	0.0100
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	0.0100
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	0.0050
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.0050
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	0.0050
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	0.0050
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	0.0050

#### ③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2002年11月29日 至 2003年2月20日	2. 3
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	2. 4
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	△1.5
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	4. 5
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	2.7
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	4.8
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	△2.1
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	1. 4
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	3.8
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	△2. 4
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.2
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	△5. 2
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	△2.6
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	△6. 6

# 財務ハイライト情報

- ・以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋し ・ 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を
- 受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

#### (1) 貸借対照表

(1) <b>贝</b> 信为思衣					
区分	注記	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)		
E.77	番号	金額 (円)	金額 (円)		
資産の部					
流動資産					
親投資信託受益証券		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944		
流動資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944		
資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944		
負債の部					
流動負債					
未払収益分配金		33, 608, 021	29, 001, 233		
未払受託者報酬		4, 260, 332	3, 109, 237		
未払委託者報酬		38, 342, 932	27, 983, 015		
その他未払費用		1, 439, 206	1, 284, 051		
流動負債合計		77, 650, 491	61, 377, 536		
負債合計		77, 650, 491	61, 377, 536		
純資産の部					
元本等					
元本		6, 721, 604, 303	5, 800, 246, 684		
剰余金					
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△53, 897, 937	△456, 719, 276		
(分配準備積立金)		395, 963, 233	343, 930, 374		
元本等合計		6, 667, 706, 366	5, 343, 527, 408		
純資産合計		6, 667, 706, 366	5, 343, 527, 408		
負債純資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944		

# (2) 損益及び剰余金計算書

区分		第13期 自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日
	番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△190, 824, 794	△377, 322, 382
営業収益合計		△190, 824, 794	△377, 322, 382
営業費用			
受託者報酬		4, 260, 332	3, 109, 237
委託者報酬		38, 342, 932	27, 983, 015
その他費用		1, 439, 206	1, 284, 051
営業費用合計		44, 042, 470	32, 376, 303
営業損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685
経常損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685
当期純損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685
一部解約に伴う当期純損失金額の分配 額(△)		△48, 607, 676	△27, 085, 003
期首剰余金又は期首欠損金(△)		262, 731, 172	△53, 897, 937
剰余金増加額又は欠損金減少額		698, 966	9, 386, 257
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		_	9, 386, 257
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		698, 966	_
剰余金減少額又は欠損金増加額		97, 460, 466	592, 681
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		97, 460, 466	_
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		_	592, 681
分配金		33, 608, 021	29, 001, 233
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△53, 897, 937	△456, 719, 276

#### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自 2008年 8 月21日 至 2009年 2 月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	親投資信託受益証券 同左

	(貸借対照表に関する注記)		
	区分	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
1	. 元本の推移		
	期首元本額	11, 144, 278, 230円	6,721,604,303円
	期中追加設定元本額	32, 608, 785円	37, 728, 949円
	期中一部解約元本額	4, 455, 282, 712円	959, 086, 568円
2	2. 計算期間末日における受益権 の総数	6, 721, 604, 303 □	5, 800, 246, 684 🗆
3	3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総	貸借対照表上の純資産額が元本総
		額を下回っており、その差額は	額を下回っており、その差額は
		53,897,937円であります。	456,719,276円であります。

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

(民主人) 内が正川 弁目に内 かっしに)			
区分	第13期 自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	
分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額	14, 363, 314円	31, 549, 801円	
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	—円	—円	
収益調整金額	377, 798, 686円	328, 127, 267円	
分配準備積立金額	415, 207, 940円	341, 381, 806円	
本ファンドの分配対象収益額	807, 369, 940円	701, 058, 874円	
本ファンドの期末残存口数	6, 721, 604, 303 □	5, 800, 246, 684 🗆	
1 口当たり収益分配対象額	0.120115円	0.120867円	
1 口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円	
収益分配金金額	33, 608, 021円	29, 001, 233円	

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2009年 2 月20日現在)		第14期(2009年8月20日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6, 745, 356, 857	△147, 157, 230	5, 404, 904, 944	△350, 649, 000
合計	6, 745, 356, 857	△147, 157, 230	5, 404, 904, 944	△350, 649, 000

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

#### (1口当たり情報)

区分	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	0.9920円	0.9213円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

#### 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益 証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資 信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

#### (1) 貸借対照表

EA	注記	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
区分	番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		491, 072	78, 961
コール・ローン		20, 885, 228, 012	16, 660, 977, 970
株式	₩ 1	65, 903, 743, 200	76, 845, 284, 600
未収入金		17, 635, 508	_
信用取引預け金		80, 803, 337, 771	66, 409, 104, 195
未収配当金		79, 047, 800	65, 781, 200
未収利息		65, 327	51, 954
差入保証金		26, 395, 200	_
流動資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880
資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880
負債の部			
流動負債			
信用売証券		66, 120, 382, 125	78, 322, 943, 800
その他未払費用		781, 850, 279	458, 122, 891
流動負債合計		66, 902, 232, 404	78, 781, 066, 691
負債合計		66, 902, 232, 404	78, 781, 066, 691
純資産の部			
元本等			
元本		74, 059, 926, 003	63, 549, 081, 475
剰余金			
期末剰余金		26, 753, 785, 483	17, 651, 130, 714
剰余金合計		26, 753, 785, 483	17, 651, 130, 714
元本等合計		100, 813, 711, 486	81, 200, 212, 189
純資産合計		100, 813, 711, 486	81, 200, 212, 189
負債・純資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880

#### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価	(1) 株式	(1) 株式
方法	移動平均法に基づき、法令及	同左
	び社団法人投資信託協会規則に	
	従い、時価評価しております。	
	(2) 信用売証券	(2) 信用売証券
	個別法に基づき、法令及び社	同左
	団法人投資信託協会規則に従	
	い、時価評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	その他費用	その他費用
	配当落調整額は原則として、株	同左
	式の配当落ち日において、予想配	
	当金額の93%を計上し、残額につ	
	いては出金時に計上しておりま	
	す。	

#### (貸借対照表に関する注記)

(資情対無衣に関する社配)			
	区分	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1.	元本の推移		
	期首元本額	84, 892, 668, 913円	74, 059, 926, 003円
	期中追加設定元本額	1,616,126,660円	46, 411, 003円
	期中一部解約元本額	12, 448, 869, 570円	10, 557, 255, 531円
	期末元本額	74, 059, 926, 003円	63, 549, 081, 475円
	元本の内訳		
	ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド	4, 955, 448, 764円	4, 229, 852, 046円
	GS日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	2,701,324,157円	2, 528, 821, 159円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	5, 162, 833, 531円	4, 082, 217, 371円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド 2 (少人数私募)	5, 192, 617, 628円	5, 053, 933, 565円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラルF (適格機関投資家専用)	1, 732, 052, 212円	1, 704, 850, 092円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンドDB2(少人数私募)	32, 134, 370, 150円	28, 639, 906, 463円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家用)	22, 181, 279, 561円	17, 309, 500, 779円
2.	担保資産(※1)	信用取引に係る差入保証	信用取引に係る差入保証
		金代用有価証券として、担	金代用有価証券として、担
			保として供している資産は
		次の通りであります。	次の通りであります。
		株式63,531,915,600円	株式74,061,690,600円
3.	計算期間末日における受益権の総数	74, 059, 926, 003 □	63, 549, 081, 475 □
Ь		1	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2009年2月20日現在)		(2009年8月20日現在)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	65, 903, 743, 200	△40, 400, 616, 310	76, 845, 284, 600	18, 886, 188, 650
資産合計	65, 903, 743, 200	△40, 400, 616, 310	76, 845, 284, 600	18, 886, 188, 650
信用売証券	66, 120, 382, 125	14, 682, 955, 646	78, 322, 943, 800	△11, 913, 839, 605
負債合計	66, 120, 382, 125	14, 682, 955, 646	78, 322, 943, 800	△11, 913, 839, 605

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

項目	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.3612円	1. 2778円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

#### 信託約款

#### 追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称 GS ジャパン・ニュートラル)

#### 運用の基本方針

信託約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託 ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 運用方針

- 主としてマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
- ② ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求する ことを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた 計量アクティブ運用を行います。
- ③ 各運用戦略の実施は、原則としてマザーファンドを通じて 行われます。ただし、状況に応じてかかる戦略の実施を 直接行う場合があります。
- ④ 1ヵ月円 LIBOR を運用上のベンチマークとします。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに 日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含み ます。)の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用 方針に従った運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一企業または団体が発行する有価証券への実質 投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下と します。
- ④ 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、 当該企業の発行済み証券の10%以下とします。
- ⑤ ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託 財産の純資産総額の100%以下とします。
- ⑥ 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、 レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産 等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。
- ⑧ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑨ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ① 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ② 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債の うち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新 株予約権付社債についての社債であって当該社債と当 該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあ らかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商

法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 2 月 20 日および 8 月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買 損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき 運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称 GS ジャパン・ニュートラル) 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株 式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

# (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金 500 億円<sup>1</sup>を上限として受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書 面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更する ことができます。

#### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第7項、 第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第 56条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の 日までとします。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 50 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

#### (募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3 項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割 された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500 億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎月20日を特定日とし(休業日のと きは、翌営業日を特定日とします。)、当該特定日の翌営業日 にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を 生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入 簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として

この信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権をおります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権をおります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権をおります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権をおります。また、委託者の指定する金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関を託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

#### (受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ユュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 円以上 1 円単位(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位)をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受付けは、特定日の 2 営業日前までとします。ただし、第 48 条第 1 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはこれを受付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に 2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ [削除]
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 42 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月 20 日(休業日の場合は、翌営業日。本項において「当該日」といいます。)において証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止

その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、当該日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、当該日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(7) [削除]

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該 受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されてい る振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし ます
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の 譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振 替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や 振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第 16 条 [削除]

#### (投資の対象とする資産の種類)

- 第 17 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び 投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)
    - ハ. 金銭債権
    - ニ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

- 第 18 条 委託者(第 20 条の 2 に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図しま
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券

す。

- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券

- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものを いいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資 引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約 権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品 取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいま す。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法 第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券 に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で 定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条 第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で 定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に 掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定によ り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)に より運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、 投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認め るときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品によ り運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの 受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産 に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属すると みなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する同一の企業が発行する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該有価証券の発行済総数の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券または有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 31 条において同じ。)、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 17 条ならびに第 18 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第 21 条、第 23 条から第 28 条、第 30 条、第 36 条から第 38 条における委託者の指図による取引に ついても同様とします。

#### (信託財産相互間取引等)

- 第 19 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を 行うことを受託者に指図することができます。
  - 1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
  - 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

#### (運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の 基本方針に従って、その指図を行います。

#### (運用の権限委託)

第20条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・

エル・ピー

所 在 地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 委託内容: 日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る 運用を含みます。)

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決め に基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、 信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

#### (投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株

引受権証券および新株予約権証券については、この限りではあ りません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、 新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等におい て上場または登録されることが確認できるものについては委託者 が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する同一企業または団体が発行する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図および範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合におい てできるものとします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
  - ④ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

#### (有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の 時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合にお いてできるものとします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるも のとします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えること

となった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとし ます。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### (先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する ため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所 等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに 外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うこと の指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する ため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金 利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに 交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指 図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、 原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。た だし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢 金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (金利先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する ため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を 行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、 原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。た だし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、 担保の受入れの指図を行うものとします。

### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換入債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産 に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンド の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転 換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た 額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合 計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超 えないものとします。
- 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額 面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額 面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、 担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、 信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするとき は、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害 関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行 に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が 整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用 または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他 の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有す る行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### 第 32 条 [削除]

#### (混蔵寄託) 第 33 条

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第 34 条 [削除]

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産について は、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が 認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にか かる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の 指図ができます。

#### (再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、 有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券 等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再 投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

- 第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### (担保権設定にかかる確認的規定)

- 第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。
  - ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者等による資金の立替え)

- 第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発 行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託の計算期間)

- 第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から 8 月 20 日まで および 8 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとすることを原則とし ます。なお、第 1 計算期間は 2002 年 11 月 29 日から 2003 年 2 月 20 日までとします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に 該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計 算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日 とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (信託財産に関する報告)

- 第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

- 第44条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。
  - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
  - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
  - ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
  - ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

- 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定 する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の100の率を乗じて得た額とします。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は 別に定めます。
  - ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信 託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (成功報酬の額および支弁の方法)

第46条 委託者は、特定日の基準価額(本条に規定する成功報酬控除前であるものとします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。)が、以下に定める方法で計算される価額(以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。)を超えた場合には、当該超

過額に対して 20%の率を乗じて得た額(以下「成功報酬」といいます。)を受領します。ある特定日(以下「当該特定日」といいます。)におけるハイ・ウォーターマークは、直前の特定日のハイ・ウォーターマークに対し、直前の特定日(ただし、ロンドンにおける休業日の場合は翌営業日)の1ヵ月円 LIBOR(1年を360日として計算)により、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイ・ウォーターマークは、当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基準価額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイ・ウォーターマークとは1口につき1円を、直前の特定日とは信託契約締結日を意味するものとします。

- ② 前項の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1 項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として 計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場 合には、第 1 項の成功報酬を含むものとします。
- ④ 第 1 項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項の特定日は、第 13 条第 5 項の規定に従うものとします。

#### (収益の分配)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法 により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に 繰り越します。

(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

- 第 48 条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
  - ③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券 会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日におい て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益 者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一 部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当 該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受 益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会 社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受 益権については原則として取得申込者とします。)に支払いま す。

- **4**) 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益 権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券 会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替 機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信 託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受 益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受 益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会 社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受 益権については原則として取得申込者とします。)に支払いま す。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関 等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当 該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うもの とし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において 当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、特定日から起算して、原則として 4 営業日 目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ て当該受益者に支払います。
- ⑥ 前 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金 (所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎 の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原 則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計 算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益 分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 本信託約款の如何なる規定も、民法第650条の委託者に対する適用または類推適用を妨げるものと解釈されてはなりません。但し、民法第650条の適用または類推適用を妨げる強行法規が存在する場合は、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第4 項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項または第3 項に規定する支払開始日までに、償還金については第48条 第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については 第48条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等 に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、 受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第51条 受益者は、特定日において、自己に帰属する受益権につき、 委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1 ロ 単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、 一部解約実行の請求の受付けは、特定日の 2 営業日前まで とします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法

- の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の 減少の記載または記録が行われます。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の 基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額を信 託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、毎月 20 日(休業日の場合は、翌営業日。本項において「当該日」といいます。)において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 2 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。なお、この場合、第 13 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して 3 営業日目を特定日とします。さらに、当該日の前営業日または 2 営業日前において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、 受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。 ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場 合には、当該受益権の一部解約の価額は、前項により定めら れる日を特定日として第3項の規定に準じて計算された価額と します。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを 準用します。この場合において、次条第4項中「第1項」とある のは「第51条第7項」と読み替えます。

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託契約の解約)

- 第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする 旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係 る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約 に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし て、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定 の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。 なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
  - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載

- した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したと きまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解 約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じた ときは、この信託は第57条第4項に該当する場合を除き、当 該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 55 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を 譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することが できます。この場合、委託者は、第 57 条の規定に従い、新受 託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託 契約を解約し、信託を終了させます。
  - ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
    - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
    - 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
    - 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
    - 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
    - 5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断 したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者に よる信託財産の運用または受託者による信託財産の保 管に支障をきたすと認められるとき。
  - ④ 本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### (信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当 な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変 更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する 信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または 前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関 を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産を もって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載 します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と 受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、 第 14 条から第 16 条の規定および受益権と読み替えられた受 益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により 受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし ます。

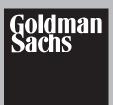
第2条 第28条および第39条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における31まで行る当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2002 年 11 月 29 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社



ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称: GS ジャパン・ニュートラル

追加型投信/国内/株式/特殊型(マーケット・ニュートラル型)

# 請求目論見書

2009.11

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。 課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「ジャパン・ニュートラル」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■設定·運用は



創造的な資産運用。

コールドマン・サックス・アセット・マネジメント

- 1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 21 年 11 月 18 日に関東財務 局長に提出しており、平成 21 年 11 月 19 日にその届出の効力が生じております。
- 2. 本ファンドは株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ●投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ●投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ●銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS ジャパン・ニュートラル」といい、本ファンドおよびゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「GS ジャパン・ニュートラル」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といい ます。

# <u></u>国 次

第1	ファンドの沿革	 1
第2	手続等	 1
1	申込(販売)手続等	
2	換金(解約)手続等	 1
第3	管理及び運営	 2
1	資産管理等の概要	
2	受益者の権利等	 5
第 4	ファンドの経理状況	
1	財務諸表	 7
2	ファンドの現況	 15
第5	設定及び解約の実績	 15

# 第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2002年11月29日であり、同日より運用を開始しました。 マザーファンドの信託設定日は2002年1月30日であり、同日より運用を開始しました。

## 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
  - (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)<sup>\*</sup> 2までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。
    - \*1 原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。
    - \*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、 販売会社にご確認ください。
  - (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
  - (3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: リニュト)。

- (4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

#### 2 換金(解約)手続等

- (1) ご換金の申込みは、毎月の特定日\*1の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)\*<sup>2</sup>までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
  - \*1 原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。
  - \*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、 販売会社にご確認ください。
- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額\*として 控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を 差引いた金額となります。

\* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧くだ さい。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:

- (5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6)委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

(7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b.約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a.信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

#### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: Jニュト)。年2回(2月および8月)の決算時および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有 価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有 無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいた します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)保管

該当事項はありません。

#### (3)信託期間

本ファンドの信託期間は2002年11月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年11月29日から2003年2月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)その他

#### a . 信託の終了

#### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は下記り、に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める場合には法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b . 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およ

びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c . その他の契約の変更

#### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAMニューヨーク)との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### d . 反対者の買取請求権

上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a . または上記 b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

## e . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および 委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る 業務

・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

#### f . 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本f.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

## g.信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### h . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### i . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する 事業を承継させることがあります。

#### 2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を 指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上 記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

# (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解

# 約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

#### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いを もって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および 一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があ ればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

#### (6)換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

#### ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号) 並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)に基づき作成しております。
  - なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間 (2008年8月21日から2009 年2月20日まで)及び第14期計算期間 (2009年2月21日から2009年8月20日まで)の財務諸表について、あら た監査法人による監査を受けております。

#### 独立監査人の監査報告書

平成21年4月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人





当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年8月21日か ら平成21年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに 附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め 全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴー ルドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及 び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人





当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年2月21日か ら平成21年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貨借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに 附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め 全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴー ルドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及 び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 財務諸表

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表				
区分	注記番号	第13期 (2009年 2 月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)	
込力		金額 (円)	金額 (円)	
資産の部				
流動資産				
親投資信託受益証券		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944	
流動資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944	
資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944	
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		33, 608, 021	29, 001, 233	
未払受託者報酬		4, 260, 332	3, 109, 237	
未払委託者報酬		38, 342, 932	27, 983, 015	
その他未払費用		1, 439, 206	1, 284, 051	
流動負債合計		77, 650, 491	61, 377, 536	
負債合計		77, 650, 491	61, 377, 536	
純資産の部				
元本等				
元本		6, 721, 604, 303	5, 800, 246, 684	
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△53, 897, 937	△456, 719, 276	
(分配準備積立金)		395, 963, 233	343, 930, 374	
元本等合計		6, 667, 706, 366	5, 343, 527, 408	
純資産合計		6, 667, 706, 366	5, 343, 527, 408	
負債純資産合計		6, 745, 356, 857	5, 404, 904, 944	

#### (2) 損益及び剰余金計算書

(2) 損益及び剰余金計算書				
区分	注記番号	第13期 自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	
		金額 (円)	金額 (円)	
営業収益				
有価証券売買等損益		△190, 824, 794	△377, 322, 382	
営業収益合計		△190, 824, 794	△377, 322, 382	
営業費用				
受託者報酬		4, 260, 332	3, 109, 237	
委託者報酬		38, 342, 932	27, 983, 015	
その他費用		1, 439, 206	1, 284, 051	
営業費用合計		44, 042, 470	32, 376, 303	
営業損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685	
経常損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685	
当期純損失 (△)		△234, 867, 264	△409, 698, 685	
<ul><li>一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>		△48, 607, 676	△27, 085, 003	
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		262, 731, 172	△53, 897, 937	
剰余金増加額又は欠損金減少額		698, 966	9, 386, 257	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		_	9, 386, 257	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		698, 966	_	
剰余金減少額又は欠損金増加額		97, 460, 466	592, 681	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		97, 460, 466	_	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		_	592, 681	
分配金		33, 608, 021	29, 001, 233	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△53, 897, 937	△456, 719, 276	

#### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	生 2009年2月20日 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	親投資信託受益証券 同左

#### (貸借対照表に関する注記)

区分	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)	
1. 元本の推移			
期首元本額	11, 144, 278, 230円	6,721,604,303円	
期中追加設定元本額	32, 608, 785円	37, 728, 949円	
期中一部解約元本額	4, 455, 282, 712円	959, 086, 568円	
2. 計算期間末日における受益権 の総数	6, 721, 604, 303 □	5, 800, 246, 684 🗆	
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総	貸借対照表上の純資産額が元本総	
	額を下回っており、その差額は	額を下回っており、その差額は	
	53,897,937円であります。	456,719,276円であります。	

(預益及び剰余金計算書に関する注記)				
区分	第13期 自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	第14期 自 2009年2月21日 至 2009年8月20日		
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	14, 363, 314円	31,549,801円		
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	—円	—円		
収益調整金額	377, 798, 686円	328, 127, 267円		
分配準備積立金額	415, 207, 940円	341, 381, 806円		
本ファンドの分配対象収益額	807, 369, 940円	701,058,874円		
本ファンドの期末残存口数	6, 721, 604, 303 □	5, 800, 246, 684口		
1 口当たり収益分配対象額	0.120115円	0.120867円		
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円		
収益分配金金額	33, 608, 021円	29,001,233円		

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

# (有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第13期(2009年2月20日現在)		第14期(2009年8月20日現在)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6, 745, 356, 857	△147, 157, 230	5, 404, 904, 944	△350, 649, 000
合計	6, 745, 356, 857	△147, 157, 230	5, 404, 904, 944	△350, 649, 000

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

(		
区分	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	0. 9920円	0.9213円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

# (4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア)株式該当事項はありません。

#### (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式 計量マーケット・ニュートラル戦略 マザーファンド	4, 229, 852, 046	5, 404, 904, 944	
合	#	_	4, 229, 852, 046	5, 404, 904, 944	_

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益 証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

#### (1) 貸借対照表

ΕΛ	注記	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
区分	番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		491, 072	78, 961
コール・ローン		20, 885, 228, 012	16, 660, 977, 970
株式	₩ 1	65, 903, 743, 200	76, 845, 284, 600
未収入金		17, 635, 508	_
信用取引預け金		80, 803, 337, 771	66, 409, 104, 195
未収配当金		79, 047, 800	65, 781, 200
未収利息		65, 327	51, 954
差入保証金		26, 395, 200	_
流動資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880
資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880
負債の部			
流動負債			
信用売証券		66, 120, 382, 125	78, 322, 943, 800
その他未払費用		781, 850, 279	458, 122, 891
流動負債合計		66, 902, 232, 404	78, 781, 066, 691
負債合計		66, 902, 232, 404	78, 781, 066, 691
純資産の部			
元本等			
元本		74, 059, 926, 003	63, 549, 081, 475
剰余金			
期末剰余金		26, 753, 785, 483	17, 651, 130, 714
剩余金合計		26, 753, 785, 483	17, 651, 130, 714
元本等合計		100, 813, 711, 486	81, 200, 212, 189
純資産合計		100, 813, 711, 486	81, 200, 212, 189
負債・純資産合計		167, 715, 943, 890	159, 981, 278, 880

#### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価	(1) 株式	(1) 株式
方法	移動平均法に基づき、法令及	同左
	び社団法人投資信託協会規則に	
	従い、時価評価しております。	
	(2) 信用売証券	(2) 信用売証券
	個別法に基づき、法令及び社	同左
	団法人投資信託協会規則に従	
	い、時価評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	その他費用	その他費用
	配当落調整額は原則として、株	同左
式の配当落ち日において、予想配		
	当金額の93%を計上し、残額につ	
	いては出金時に計上しておりま	
	す。	

#### (貸借対照表に関する注記)

	区分	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1.	元本の推移		
	期首元本額	84, 892, 668, 913円	74, 059, 926, 003円
	期中追加設定元本額	1,616,126,660円	46, 411, 003円
	期中一部解約元本額	12, 448, 869, 570円	10, 557, 255, 531円
	期末元本額	74, 059, 926, 003円	63, 549, 081, 475円
	元本の内訳		
	ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド	4, 955, 448, 764円	4, 229, 852, 046円
	GS日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	2,701,324,157円	2, 528, 821, 159円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	5, 162, 833, 531円	4, 082, 217, 371円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド 2 (少人数私募)	5, 192, 617, 628円	5, 053, 933, 565円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラルF (適格機関投資家専用)	1, 732, 052, 212円	1,704,850,092円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンドDB2(少人数私募)	32, 134, 370, 150円	28, 639, 906, 463円
	ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家用)	22, 181, 279, 561円	17, 309, 500, 779円
2.	担保資産(※1)	信用取引に係る差入保証	信用取引に係る差入保証
			金代用有価証券として、担
		保として供している資産は	
		次の通りであります。	次の通りであります。
		株式63, 531, 915, 600円	株式74,061,690,600円
3.	計算期間末日における受益権の総数	74, 059, 926, 003 □	63, 549, 081, 475 □

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

対信対無終計上報   含まれた評価差額   対信対無終計上報   含まれた評価差額 (円)   株式   65,903,743,200   △40,400,616,310   76,845,284,600   18,886,188,650   資産合計   65,903,743,200   △40,400,616,310   76,845,284,600   18,886,188,650   6月元証券   66,120,382,125   14,682,955,646   78,322,943,800   △11,913,839,605		2034 H + 2 11 Indian 23					
資信対照表計上額   含まれた評価差額   資信対照表計上額   含まれた評価差額   (円)   株式   65,903,743,200   △40,400,616,310   76,845,284,600   18,886,188,650   資産合計   65,903,743,200   △40,400,616,310   76,845,284,600   18,886,188,650   日本記券   66,120,382,125   14,682,955,646   78,322,943,800   △11,913,839,666   ○11,913,839,666   ○12,0382,125   ○14,682,955,646   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○14,913,839,666   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,800   ○15,0322,943,943,943,943,943,943,943,943,943,943			(2009年2月	120日現在)	(2009年8月20日現在)		
養産合計 65,903,743,200 △40,400,616,310 76,845,284,600 18,886,188,650 信用売証券 66,120,382,125 14,682,955,646 78,322,943,800 △11,913,839,605		種類		含まれた評価差額			
信用売証券 66,120,382,125 14,682,955,646 78,322,943,800 △11,913,839,603	株式		65, 903, 743, 200	△40, 400, 616, 310	76, 845, 284, 600	18, 886, 188, 650	
		資産合計	65, 903, 743, 200	△40, 400, 616, 310	76, 845, 284, 600	18, 886, 188, 650	
負債合計 66, 120, 382, 125 14, 682, 955, 646 78, 322, 943, 800 △11, 913, 839, 608	信用	売証券	66, 120, 382, 125	14, 682, 955, 646	78, 322, 943, 800	△11, 913, 839, 605	
		負債合計	66, 120, 382, 125	14, 682, 955, 646	78, 322, 943, 800	△11, 913, 839, 605	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

項目	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1 口当たり純資産額	1.3612円	1. 2778円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表
① 有価証券明細表
(ア)株式

(7) 株式	to tobe	評価	/## #F	
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
日鉄鉱業	70, 000	449.00	31, 430, 000	*
コムシスホールディングス	376, 000	1, 061. 00	398, 936, 000	*
太平工業	1, 032, 000	299.00	308, 568, 000	*
東鉄工業	92, 000	630.00	57, 960, 000	*
三井ホーム	11,000	567.00	6, 237, 000	*
NIPPO	248, 000	786.00	194, 928, 000	*
前田道路	49, 000	845.00	41, 405, 000	*
日本道路	62, 000	251.00	15, 562, 000	*
積水ハウス	617, 000	889.00	548, 513, 000	*
大明	159, 200	914.00	145, 508, 800	*
東京エネシス	94, 000	769.00	72, 286, 000	*
トーエネック	45, 000	578.00	26, 010, 000	*
住友電設	92, 000	501.00	46, 092, 000	*
東電通	291,000	179.00	52, 089, 000	*
九電工	75, 000	598.00	44, 850, 000	*
日本製粉	592, 000	461.00	272, 912, 000	*
日清製粉グループ本社	703, 500	1, 139. 00	801, 286, 500	*
中部飼料	71,000	818.00	58, 078, 000	*
日本甜菜製糖	389, 000	260.00	101, 140, 000	*
三井製糖	424, 000	359.00	152, 216, 000	*
米久	152, 500	890.00	135, 725, 000	*
メルシャン	340, 000	239.00	81, 260, 000	*
三国コカ・コーラボトリング	160, 900	776.00	124, 858, 400	*
コカ・コーラウエスト	181, 300	1, 785. 00	323, 620, 500	*
コカ・コーラ セントラル ジャパン	29, 200	1, 276. 00	37, 259, 200	
日清オイリオグループ	209, 000	497.00	103, 873, 000	*
フジッコ	48, 000	1, 092. 00	52, 416, 000	
ロック・フィールド	38, 400	1, 190. 00	45, 696, 000	*
わらべや日洋	54, 700	1, 178. 00	64, 436, 600	*
グンゼ	1, 178, 000	417.00	491, 226, 000	*

M+LT.	Late - Design	評価額		tm ≠c
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
倉敷紡績	667, 000	218.00	145, 406, 000	*
日本バイリーン	196, 000	580.00	113, 680, 000	*
アツギ	2, 231, 000	133.00	296, 723, 000	*
ルック	364, 000	100.00	36, 400, 000	*
旭化成	1, 181, 000	479.00	565, 699, 000	*
住友精化	264, 000	398.00	105, 072, 000	*
クレハ	476, 000	569.00	270, 844, 000	*
テイカ	138, 000	284.00	39, 192, 000	*
日本曹塗	2, 125, 000	448.00	952, 000, 000	*
東ソー	1, 891, 000	263.00	497, 333, 000	*
セントラル硝子	1, 466, 000	433.00	634, 778, 000	*
東亞合成	2, 439, 000	300.00	731, 700, 000	*
堺化学工業	244, 000	428.00	104, 432, 000	*
日本触媒	258, 000	881.00	227, 298, 000	*
三菱瓦斯化学	1, 117, 000	533.00	595, 361, 000	*
日本合成化学工業	560, 000	612.00	342, 720, 000	*
積水樹脂	203, 000	809.00	164, 227, 000	*
ADEKA	242, 900	854.00	207, 436, 600	*
日油	620, 000	530.00	328, 600, 000	*
日本ペイント	397, 000	529.00	210, 013, 000	*
サカタインクス	42,000	393.00	16, 506, 000	*
富士フイルムホールディングス	148, 700	2, 760. 00	410, 412, 000	*
高砂香料工業	45, 000	503.00	22, 635, 000	*
有沢製作所	322, 900	765.00	247, 018, 500	*
前澤化成工業	16, 900	1, 052. 00	17, 778, 800	*
JSP	143, 600	738.00	105, 976, 800	*
東リ	530, 000	209.00	110, 770, 000	*
武田薬品工業	205, 800	3, 790. 00	779, 982, 000	*
アステラス製薬	262, 400	3, 530. 00	926, 272, 000	*
大日本住友製薬	895, 900	928.00	831, 395, 200	*
あすか製薬	17, 000	826.00	14, 042, 000	*
日本新薬	441,000	1, 211. 00	534, 051, 000	*

		評価額		A111 - 144
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
科研製薬	117,000	852. 00	99, 684, 000	*
持田製薬	133,000	941.00	125, 153, 000	*
参天製薬	80,600	2, 935. 00	236, 561, 000	*
栄研化学	63, 500	1, 199. 00	76, 136, 500	*
鳥居薬品	49, 500	1, 649. 00	81, 625, 500	*
キョーリン	46,000	1, 525. 00	70, 150, 000	*
新日本石油	462,000	531.00	245, 322, 000	*
コスモ石油	2, 345, 000	292. 00	684, 740, 000	*
新日鉱ホールディングス	1, 955, 000	483. 00	944, 265, 000	*
出光興産	16, 500	7, 840. 00	129, 360, 000	*
藤倉ゴム工業	10, 200	418.00	4, 263, 600	*
三ツ星ベルト	231,000	399.00	92, 169, 000	*
バンドー化学	581,000	295.00	171, 395, 000	*
日東紡績	2, 289, 000	183. 00	418, 887, 000	*
日本板硝子	2, 585, 000	365.00	943, 525, 000	*
住友大阪セメント	580,000	191.00	110, 780, 000	*
品川白煉瓦	290, 000	229.00	66, 410, 000	*
日新製鋼	3, 698, 000	202. 00	746, 996, 000	*
中山製鋼所	67,000	200.00	13, 400, 000	*
合同製鐵	799, 000	232. 00	185, 368, 000	*
ジェイ エフ イー ホールディングス	94, 300	3, 490. 00	329, 107, 000	*
東京製鐵	273, 200	1, 113. 00	304, 071, 600	*
大和工業	277, 300	2, 855. 00	791, 691, 500	*
大阪製鐵	165, 500	1,700.00	281, 350, 000	*
淀川製鋼所	255, 000	428.00	109, 140, 000	*
東洋鋼鈑	388, 000	425. 00	164, 900, 000	*
住友鋼管	199, 100	556. 00	110, 699, 600	*
モリ工業	393, 000	205. 00	80, 565, 000	*
三菱製鋼	503,000	225. 00	113, 175, 000	*
日本精線	181,000	293. 00	53, 033, 000	*
古河機械金属	863,000	134. 00	115, 642, 000	*
住友電気工業	415, 700	1, 230. 00	511, 311, 000	*

Abelia	lat. Poder	評価額		t#: #c
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
フジクラ	1, 942, 000	510.00	990, 420, 000	*
ダイニチ工業	36, 700	690.00	25, 323, 000	*
東プレ	129, 000	885. 00	114, 165, 000	*
三益半導体工業	96, 100	1, 283. 00	123, 296, 300	*
アマダ	1, 550, 000	636. 00	985, 800, 000	*
森精機製作所	196, 600	1, 012. 00	198, 959, 200	*
大阪機工	750,000	94. 00	70, 500, 000	*
やまびこ	139, 300	1, 196. 00	166, 602, 800	
新川	129, 200	1, 525. 00	197, 030, 000	*
オイレス工業	80, 900	1, 528. 00	123, 615, 200	
ワイエイシイ	23, 200	667.00	15, 474, 400	*
新東工業	209, 100	702. 00	146, 788, 200	*
小森コーポレーション	692, 300	1, 059. 00	733, 145, 700	*
<b></b>	452,000	408.00	184, 416, 000	*
椿本チエイン	715,000	387.00	276, 705, 000	*
加藤製作所	635,000	239. 00	151, 765, 000	*
油研工業	167,000	154.00	25, 718, 000	*
キヤノンファインテック	229, 500	1, 146. 00	263, 007, 000	*
ダイコク電機	29, 200	1, 587. 00	46, 340, 400	*
グローリー	484, 300	2, 010. 00	973, 443, 000	*
大和冷機工業	14,000	473. 00	6, 622, 000	*
日本ピストンリング	165,000	119.00	19, 635, 000	*
大豊工業	132, 900	703.00	93, 428, 700	*
日本精工	739, 000	612. 00	452, 268, 000	*
日本ピラー工業	133, 000	389. 00	51, 737, 000	*
マキタ	100, 100	2, 645. 00	264, 764, 500	*
ブラザー工業	508, 000	925. 00	469, 900, 000	*
日立製作所	933, 000	324.00	302, 292, 000	*
デンヨー	43, 100	750.00	32, 325, 000	*
東芝テック	1, 562, 000	395. 00	616, 990, 000	*
日新電機	301,000	472.00	142, 072, 000	*
日東工業	113, 700	853. 00	96, 986, 100	*

Ada LT	Lat. Double	評価額		144 ±44
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
日本電気	1, 600, 000	323. 00	516, 800, 000	*
サンケン電気	1, 119, 000	352.00	393, 888, 000	*
NECエレクトロニクス	179, 700	906.00	162, 808, 200	*
アルバック	185, 000	2, 745. 00	507, 825, 000	*
日本信号	390, 000	956.00	372, 840, 000	*
日本無線	367, 000	250.00	91, 750, 000	*
日立国際電気	513, 000	719.00	368, 847, 000	
アルプス電気	1, 445, 800	549.00	793, 744, 200	*
パイオニア	161, 200	277. 00	44, 652, 400	*
フォスター電機	26, 300	1, 831. 00	48, 155, 300	*
SMK	254, 000	625.00	158, 750, 000	*
東光	902, 000	168.00	151, 536, 000	*
アルパイン	488, 900	933.00	456, 143, 700	*
新電元工業	916, 000	220.00	201, 520, 000	*
日本光電工業	304, 500	1, 439. 00	438, 175, 500	*
新日本無線	102, 000	258.00	26, 316, 000	*
東光電気	235, 000	493.00	115, 855, 000	*
日本デジタル研究所	95, 900	1, 240. 00	118, 916, 000	*
図研	105, 200	797.00	83, 844, 400	*
京セラ	128, 800	7, 390. 00	951, 832, 000	*
太陽誘電	595, 000	1, 158. 00	689, 010, 000	*
ユーシン	47, 200	501.00	23, 647, 200	*
パナソニック電工	541,000	1, 091. 00	590, 231, 000	*
ニチコン	229, 100	1, 318. 00	301, 953, 800	*
KOA	415, 300	884. 00	367, 125, 200	*
アロカ	114, 000	867.00	98, 838, 000	*
スター精密	171,600	963.00	165, 250, 800	*
キヤノン	291, 600	3, 540. 00	1, 032, 264, 000	*
リコー	223, 000	1, 236. 00	275, 628, 000	*
鬼怒川ゴム工業	273, 000	145.00	39, 585, 000	*
日産自動車	1, 218, 200	714.00	869, 794, 800	*
日野自動車	824, 000	391.00	322, 184, 000	*

\$65.4×II	44-4-44	評価額		備考
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	1佣-与
日産車体	950, 000	788.00	748, 600, 000	*
関東自動車工業	92, 300	896.00	82, 700, 800	*
新明和工業	344, 000	374.00	128, 656, 000	*
極東開発工業	78, 900	392.00	30, 928, 800	*
カルソニックカンセイ	2, 334, 000	249.00	581, 166, 000	*
太平洋工業	265, 000	514.00	136, 210, 000	*
愛知機械工業	348, 000	281.00	97, 788, 000	*
本田技研工業	320, 800	3, 080. 00	988, 064, 000	*
富士重工業	1, 020, 000	420.00	428, 400, 000	*
ヤマハ発動機	843, 000	1, 098. 00	925, 614, 000	*
ТВК	38, 000	171.00	6, 498, 000	*
ヨロズ	8, 300	1, 093. 00	9,071,900	*
エフ・シー・シー	70, 800	1, 458. 00	103, 226, 400	*
タムロン	50, 200	1, 301. 00	65, 310, 200	*
バンダイナムコホールディングス	65, 900	981.00	64, 647, 900	*
トッパン・フォームズ	139, 800	1, 226. 00	171, 394, 800	*
凸版印刷	801,000	905.00	724, 905, 000	*
図書印刷	147, 000	234.00	34, 398, 000	*
共同印刷	300,000	327.00	98, 100, 000	*
ローランド	23, 700	1, 094. 00	25, 927, 800	*
ヤマハ	686, 300	1, 194. 00	819, 442, 200	*
パラマウントベッド	40,600	1, 739. 00	70, 603, 400	*
イトーキ	303, 700	247.00	75, 013, 900	*
任天堂	39, 100	24, 480. 00	957, 168, 000	*
三菱鉛筆	87, 000	1, 052. 00	91, 524, 000	*
アデランスホールディングス	123, 700	1, 263. 00	156, 233, 100	*
九州電力	57, 300	2, 020. 00	115, 746, 000	*
沖縄電力	88, 900	5, 470. 00	486, 283, 000	*
大阪瓦斯	1, 198, 000	316.00	378, 568, 000	*
日本通運	2, 281, 000	378.00	862, 218, 000	*
山九	373, 000	408.00	152, 184, 000	*
センコー	223, 000	356.00	79, 388, 000	*

		評価	<b></b>	/曲 本
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
日本梱包運輸倉庫	542, 000	1, 063. 00	576, 146, 000	*
福山通運	23, 000	468. 00	10, 764, 000	*
セイノーホールディングス	1, 081, 000	775. 00	837, 775, 000	*
日立物流	549, 600	1, 165. 00	640, 284, 000	*
日本郵船	2, 352, 000	399. 00	938, 448, 000	*
商船三井	1, 552, 000	567. 00	879, 984, 000	*
日本トランスシティ	182, 000	301.00	54, 782, 000	*
上組	384, 000	765. 00	293, 760, 000	*
サイバネットシステム	257	38, 650. 00	9, 933, 050	*
フジ・メディア・ホールディングス	3, 015	144, 400. 00	435, 366, 000	*
シーエーシー	165, 400	724.00	119, 749, 600	*
СІЈ	57, 000	314.00	17, 898, 000	
ネットワンシステムズ	481	154, 800. 00	74, 458, 800	*
日本テレビ放送網	58, 910	11, 470. 00	675, 697, 700	*
日本電信電話	202, 500	3, 990. 00	807, 975, 000	*
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4, 608	141, 000. 00	649, 728, 000	*
DTS	145, 800	859. 00	125, 242, 200	*
シーイーシー	95, 600	665. 00	63, 574, 000	*
ジャステック	63, 600	513. 00	32, 626, 800	*
TKC	126, 900	1, 806. 00	229, 181, 400	*
ソラン	78, 900	529. 00	41, 738, 100	*
日本システムディベロップメント	355, 000	927. 00	329, 085, 000	*
横浜冷凍	85, 000	605. 00	51, 425, 000	*
グリーンホスピタルサプライ	1, 101	57, 900. 00	63, 747, 900	*
小野建	147, 700	927. 00	136, 917, 900	*
伯東	76, 300	869. 00	66, 304, 700	*
シークス	20, 600	468. 00	9, 640, 800	*
丸紅	402, 000	474. 00	190, 548, 000	*
長瀬産業	344, 000	1, 079. 00	371, 176, 000	*
三井物産	202, 500	1, 241. 00	251, 302, 500	*
東都水産	1, 108, 000	178. 00	197, 224, 000	*
住友商事	785, 200	961.00	754, 577, 200	*

Ada Lar	Lat. Desiler	評価額		ttt de
銘柄	株式数	単価 (円)	金額 (円)	備考
内田洋行	677, 000	318.00	215, 286, 000	*
キヤノンマーケティングジャパン	403, 900	1, 550. 00	626, 045, 000	*
西華産業	390, 000	236. 00	92, 040, 000	*
阪和興業	2, 366, 000	381.00	901, 446, 000	*
菱電商事	129, 000	575. 00	74, 175, 000	*
すてきナイスグループ	256, 000	210. 00	53, 760, 000	*
ニチモウ	342, 000	179. 00	61, 218, 000	*
明和産業	29, 000	195. 00	5, 655, 000	*
リョーサン	221, 800	2, 365. 00	524, 557, 000	*
三信電気	299, 700	779. 00	233, 466, 300	*
オートバックスセブン	183, 000	3, 220. 00	589, 260, 000	*
タキヒヨー	173, 000	528. 00	91, 344, 000	*
スズケン	222, 300	3, 000. 00	666, 900, 000	*
セブン&アイ・ホールディングス	65, 100	2, 225. 00	144, 847, 500	*
コナカ	78, 900	301.00	23, 748, 900	*
G-7ホールディングス	11, 900	536. 00	6, 378, 400	*
コジマ	75, 600	490. 00	37, 044, 000	*
ユニマットライフ	29, 400	924. 00	27, 165, 600	*
上新電機	506, 000	770.00	389, 620, 000	*
島忠	222, 600	2, 010. 00	447, 426, 000	*
カスミ	117, 300	453.00	53, 136, 900	*
AOK I ホールディングス	155, 100	1, 046. 00	162, 234, 600	*
オークワ	30, 000	1, 116. 00	33, 480, 000	*
青山商事	439, 900	1, 653. 00	727, 154, 700	*
エイチ・ツー・オー リテイリング	501, 000	590. 00	295, 590, 000	*
イズミヤ	364, 000	579. 00	210, 756, 000	*
愛眼	56, 400	575. 00	32, 430, 000	*
りそなホールディングス	244, 600	1, 289. 00	315, 289, 400	
北越銀行	551, 000	193. 00	106, 343, 000	*
横浜銀行	1, 376, 000	517. 00	711, 392, 000	*
関東つくば銀行	566, 700	331.00	187, 577, 700	*
みずほフィナンシャルグループ	4, 098, 400	227. 00	930, 336, 800	*

銘柄	株式数	評価額		備考
FATE	18.17.30	単価 (円)	金額 (円)	湘石
大東銀行	364, 000	85.00	30, 940, 000	*
東洋証券	644, 000	227.00	146, 188, 000	*
水戸証券	340, 000	261.00	88, 740, 000	*
損害保険ジャパン	1, 427, 000	628.00	896, 156, 000	*
あいおい損害保険	1, 281, 000	449.00	575, 169, 000	*
富士火災海上保険	1, 267, 000	127.00	160, 909, 000	*
東京海上ホールディングス	192, 700	2, 720. 00	524, 144, 000	*
芙蓉総合リース	232, 100	2, 060. 00	478, 126, 000	*
東京センチュリーリース	278, 000	1, 061. 00	294, 958, 000	*
アイフル	913, 050	291.00	265, 697, 550	*
リコーリース	177, 400	1, 985. 00	352, 139, 000	*
野村不動産ホールディングス	224, 600	1, 667. 00	374, 408, 200	*
みらかホールディングス	85, 600	2, 660. 00	227, 696, 000	*
ダスキン	273, 900	1, 663. 00	455, 495, 700	*
ラウンドワン	77, 000	800.00	61, 600, 000	*
ビー・エム・エル	98, 200	2, 295. 00	225, 369, 000	*
ワタベウェディング	46, 100	1, 473. 00	67, 905, 300	*
建設技術研究所	23, 100	570.00	13, 167, 000	*
カナモト	46, 000	480.00	22, 080, 000	*
合計			76, 845, 284, 600	

主 ×	* 差入保証金代用有価証券として以	下の有価証券の差	入を行っております。

銘柄	株式数	銘柄	株式数
日鉄鉱業	70, 000	住友精化	264, 000
コムシスホールディングス	376, 000	クレハ	476, 000
太平工業	1, 032, 000	テイカ	138, 000
東鉄工業	92,000	日本曹逵	2, 125, 000
三井ホーム	11,000	東ソー	1,891,00
NIPPO	248,000	セントラル硝子	1, 466, 00
前田道路	49,000	東亞合成	2, 439, 00
日本道路	62,000	堺化学工業	244, 00
積水ハウス	617,000	日本触媒	258, 00
大明	159, 200	三菱瓦斯化学	1, 117, 00
東京エネシス	94, 000	日本合成化学工業	560, 00
トーエネック	45, 000	積水樹脂	203, 00
住友電設	92,000	ADEKA	242, 90
東電通	291,000	日油	620, 00
九電工	75, 000	日本ペイント	397, 00
日本製粉	592,000	サカタインクス	42, 00
日清製粉グループ本社	703, 500	富士フイルムホールディングス	148, 70
中部飼料	71,000	高砂香料工業	45, 00
日本甜菜製糖	389, 000	有沢製作所	322, 90
三井製糖	424, 000	前澤化成工業	16, 90
米久	152, 500	JSP	143, 60
メルシャン	340,000	東リ	530, 00
三国コカ・コーラボトリング	160, 900	武田薬品工業	205, 80
コカ・コーラウエスト	181, 300	アステラス製薬	262, 40
日清オイリオグループ	209, 000	大日本住友製薬	895, 90
ロック・フィールド	38, 400	あすか製薬	17, 00
わらべや日洋	54, 700	日本新薬	441,00
グンゼ	1, 178, 000	科研製薬	117, 00
倉敷紡績	667, 000	持田製薬	133, 00
日本バイリーン	196, 000	参天製薬	80, 60
アツギ	2, 231, 000	栄研化学	63, 50
ルック	364, 000	鳥居薬品	49, 50
旭化成	1, 181, 000	キョーリン	46, 00

銘柄	株式数	銘柄	株式数
新日本石油	462,000	新川	129, 200
コスモ石油	2, 345, 000	ワイエイシイ	23, 200
新日鉱ホールディングス	1, 955, 000	新東工業	209, 100
出光興産	16, 500	小森コーポレーション	692, 300
藤倉ゴム工業	10, 200	荏原製作所	452,000
三ツ星ベルト	231,000	椿本チエイン	715, 000
バンドー化学	581,000	加藤製作所	635, 000
日東紡績	2, 289, 000	油研工業	167,000
日本板硝子	2, 585, 000	キヤノンファインテック	229, 500
住友大阪セメント	580, 000	ダイコク電機	29, 200
品川白煉瓦	290, 000	グローリー	484, 300
日新製鋼	3, 698, 000	大和冷機工業	14,000
中山製鋼所	67,000	日本ピストンリング	165, 000
合同製鐵	799, 000	大豊工業	132, 900
ジェイ エフ イー ホールディングス	94, 300	日本精工	739, 000
東京製鐵	273, 200	日本ピラー工業	133, 000
大和工業	277, 300	マキタ	100, 100
大阪製鐵	165, 500	ブラザー工業	508,000
淀川製鋼所	255, 000	日立製作所	933, 000
東洋鋼鈑	388, 000	デンヨー	43, 100
住友鋼管	199, 100	東芝テック	1, 562, 000
モリ工業	393, 000	日新電機	147,000
三菱製鋼	503, 000	日東工業	113, 700
日本精線	181,000	日本電気	1,600,000
古河機械金属	863,000	サンケン電気	1, 119, 000
住友電気工業	415, 700	NECエレクトロニクス	179, 700
フジクラ	1, 942, 000	アルバック	185, 000
ダイニチ工業	36, 700	日本信号	390, 000
東プレ	129, 000	日本無線	367, 000
三益半導体工業	96, 100	アルプス電気	1, 445, 800
アマダ	1, 550, 000	パイオニア	161, 200
森精機製作所	196, 600	フォスター電機	26, 300
大阪機工	750, 000	SMK	254, 000

銘柄	株式数	銘柄	株式数
東光	902, 000	エフ・シー・シー	70, 800
アルパイン	488, 900	タムロン	50, 200
新電元工業	916, 000	バンダイナムコホールディングス	65, 900
日本光電工業	304, 500	トッパン・フォームズ	139, 800
新日本無線	102,000	凸版印刷	801,000
東光電気	235, 000	図書印刷	147,000
日本デジタル研究所	95, 900	共同印刷	300, 000
図研	105, 200	ローランド	23, 700
京セラ	128, 800	ヤマハ	686, 300
太陽誘電	595, 000	パラマウントベッド	40,600
ユーシン	47, 200	イトーキ	303, 700
パナソニック電工	541,000	任天堂	39, 100
ニチコン	229, 100	三菱鉛筆	87,000
KOA	415, 300	アデランスホールディングス	123, 700
アロカ	114,000	九州電力	57, 300
スター精密	171,600	沖縄電力	88, 900
キヤノン	291,600	大阪瓦斯	1, 198, 000
リコー	223, 000	日本通運	2, 281, 000
鬼怒川ゴム工業	273, 000	山九	373, 000
日産自動車	1, 218, 200	センコー	223, 000
日野自動車	824, 000	日本梱包運輸倉庫	542,000
日産車体	950, 000	福山通運	23,000
関東自動車工業	92, 300	セイノーホールディングス	1,081,000
新明和工業	344,000	日立物流	549, 600
極東開発工業	78, 900	日本郵船	2, 352, 000
カルソニックカンセイ	2, 334, 000	商船三井	1, 552, 000
太平洋工業	265, 000	日本トランスシティ	182, 000
愛知機械工業	348,000	上組	384,000
本田技研工業	320, 800	サイバネットシステム	257
富士重工業	1, 020, 000	フジ・メディア・ホールディングス	3, 015
ヤマハ発動機	843,000	シーエーシー	165, 400
ТВК	38,000	ネットワンシステムズ	481
ヨロズ	8,300	日本テレビ放送網	58, 910

銘柄	株式数	銘柄	株式数
日本電信電話	1, 700	G-7ホールディングス	11, 900
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4, 608	コジマ	75, 600
DTS	105, 200	ユニマットライフ	29, 400
シーイーシー	95, 600	上新電機	506, 000
ジャステック	63, 600	島忠	222, 600
TKC	126, 900	カスミ	117, 300
ソラン	78, 900	AOK I ホールディングス	155, 100
日本システムディベロップメント	355, 000	オークワ	30, 000
横浜冷凍	85, 000	青山商事	439, 900
グリーンホスピタルサプライ	1, 101	エイチ・ツー・オー リテイリング	501,000
小野建	147, 700	イズミヤ	364, 000
伯東	76, 300	愛眼	56, 400
シークス	20, 600	北越銀行	551,000
丸紅	402, 000	横浜銀行	1, 376, 000
長瀬産業	344, 000	関東つくば銀行	566, 700
三井物産	202, 500	みずほフィナンシャルグループ	605, 400
東都水産	1, 108, 000	大東銀行	364, 000
住友商事	785, 200	東洋証券	644, 000
内田洋行	677, 000	水戸証券	340, 000
キヤノンマーケティングジャパン	403, 900	損害保険ジャパン	1, 427, 000
西華産業	390, 000	あいおい損害保険	1, 281, 000
阪和興業	2, 366, 000	富士火災海上保険	1, 267, 000
菱電商事	129, 000	東京海上ホールディングス	192, 700
すてきナイスグループ	256, 000	芙蓉総合リース	232, 100
ニチモウ	342, 000	東京センチュリーリース	278, 000
明和産業	29, 000	アイフル	913, 050
リョーサン	221, 800	リコーリース	177, 400
三信電気	299, 700	野村不動産ホールディングス	224, 600
オートバックスセブン	183, 000	みらかホールディングス	85, 600
タキヒヨー	173, 000	ダスキン	273, 900
スズケン	222, 300	ラウンドワン	77, 000
セブン&アイ・ホールディングス	65, 100	ビー・エム・エル	98, 200
コナカ	78, 900	ワタベウェディング	46, 100

銘柄	株式数	銘柄	株式数
建設技術研究所	23, 100	カナモト	46, 000

(イ) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

#### ② 信用取引契約残高明細表

● 旧用4次月大井77次回り7利4次	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
マルハニチロホールディングス	3, 824, 000	550, 656, 000	
住石ホールディングス	242, 300	25, 926, 100	
三井松島産業	723, 000	111, 342, 000	
国際石油開発帝石	194	139, 874, 000	
ショーボンドホールディングス	115, 500	218, 410, 500	
ダイセキ環境ソリューション	65	11, 167, 000	
ミサワホーム	269, 900	100, 672, 700	
清水建設	510, 000	193, 290, 000	
鹿島建設	376, 000	101, 896, 000	
佐田建設	144, 000	7, 632, 000	
東洋建設	1, 902, 000	112, 218, 000	
エス・バイ・エル	548, 000	32, 880, 000	
日揮	84, 000	140, 700, 000	
千代田化工建設	1, 204, 000	947, 548, 000	
不二家	166, 000	20, 418, 000	
ヤクルト本社	279, 100	576, 341, 500	
林兼産業	473, 000	66, 693, 000	
宝ホールディングス	220, 000	139, 260, 000	
伊藤園	34, 100	52, 411, 700	
カゴメ	88, 200	149, 410, 800	
日本たばこ産業	826	228, 471, 600	
東洋紡績	1, 267, 000	239, 463, 000	
ユニチカ	676, 000	66, 248, 000	
富士紡ホールディングス	689, 000	119, 197, 000	
ダイワボウホールディングス	2, 570, 000	1, 200, 190, 000	
東レ	1,931,000	1, 069, 774, 000	
サカイオーベックス	312, 000	33, 072, 000	
王子製紙	1, 520, 000	641, 440, 000	
大王製紙	43, 000	37, 238, 000	
日本化成	379, 000	64, 809, 000	
日産化学工業	264, 000	333, 696, 000	
ラサ工業	320, 000	40, 320, 000	

hir LT	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
石原産業	2, 143, 000	212, 157, 000	
大陽日酸	685, 000	658, 970, 000	
J S R	584, 400	978, 285, 600	
三菱ケミカルホールディングス	975, 000	431, 925, 000	
日本ゼオン	947, 000	429, 938, 000	
宇部興産	1,723,000	503, 116, 000	
大日本塗料	789, 000	82, 845, 000	
ライオン	281,000	129, 822, 000	
エステー	9, 500	9, 994, 000	
大成ラミック	7, 100	16, 330, 000	
日東電工	62, 700	178, 695, 000	
日本バルカー工業	373, 000	75, 719, 000	
ユニ・チャーム	92, 500	756, 650, 000	
塩野義製薬	463,000	1, 027, 860, 000	
中外製薬	515, 600	979, 640, 000	
久光製薬	116,600	408, 100, 000	
扶桑薬品工業	17,000	5, 100, 000	
ツムラ	185, 800	601, 992, 000	
キッセイ薬品工業	45,000	102, 375, 000	
東和薬品	51,700	241, 439, 000	
沢井製薬	23,000	121, 900, 000	
ゼリア新薬工業	18,000	17, 604, 000	
第一三共	51, 200	104, 448, 000	
昭和シェル石油	23, 700	23, 154, 900	
富士興産	1, 188, 000	106, 920, 000	
東燃ゼネラル石油	905, 000	810, 880, 000	
ブリヂストン	131, 200	226, 713, 600	
旭硝子	392,000	326, 144, 000	
東海カーボン	814,000	385, 022, 000	
тото	734, 000	466, 824, 000	
日本特殊陶業	925, 000	1, 058, 200, 000	
フジミインコーポレーテッド	28, 700	43, 136, 100	

M+ ET	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
ニチアス	579, 000	203, 229, 000	
大同特殊鋼	827, 000	320, 049, 000	
日本高周波鋼業	309, 000	32, 445, 000	
日立金属	1, 119, 000	1, 074, 240, 000	
大平洋金属	306, 000	253, 062, 000	
日本電工	976, 000	700, 768, 000	
DOWAホールディングス	733, 000	351, 107, 000	
住友軽金属工業	1, 140, 000	117, 420, 000	
古河電気工業	994, 000	426, 426, 000	
アサヒホールディングス	110, 300	189, 385, 100	
リンナイ	44, 800	193, 536, 000	
中国工業	25, 000	2, 850, 000	
オーエスジー	282, 700	271, 674, 700	
三井海洋開発	304, 700	494, 832, 800	
SMC	62, 100	637, 146, 000	
ユニオンツール	25, 800	72, 369, 000	
サトー	128, 100	141, 806, 700	
井関農機	400, 000	181, 200, 000	
石井鐵工所	21, 000	3, 864, 000	
ダイキン工業	288, 500	980, 900, 000	
オルガノ	359, 000	263, 865, 000	
栗田工業	126, 400	384, 256, 000	
木村化工機	46, 000	49, 818, 000	
日本金銭機械	80, 900	72, 243, 700	
蛇の目ミシン工業	1, 100, 000	84, 700, 000	
ТНК	613, 000	1, 059, 877, 000	
イーグル工業	134, 000	68, 742, 000	
三菱重工業	540, 000	201, 960, 000	
IHI	3, 896, 000	701, 280, 000	
イビデン	126, 600	389, 928, 000	
東芝	1, 163, 000	541, 958, 000	
安川電機	331,000	215, 812, 000	

Ada LT	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
シンフォニアテクノロジー	84, 000	19, 236, 000	
マプチモーター	130, 200	624, 960, 000	
日本電産	146, 700	993, 159, 000	
IDEC	27, 400	20, 851, 400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	662, 000	571, 306, 000	
メルコホールディングス	23, 500	36, 519, 000	
ワコム	144	28, 022, 400	
日本トリム	6, 150	11, 389, 800	
クラリオン	757, 000	69, 644, 000	
ヒロセ電機	86, 600	973, 384, 000	
スミダコーポレーション	17, 200	11, 214, 400	
アドバンテスト	445, 000	1, 032, 400, 000	
キーエンス	14, 900	265, 071, 000	
シスメックス	162, 300	684, 906, 000	
メガチップス	27, 400	58, 499, 000	
スタンレー電気	178, 800	333, 998, 400	
ウシオ電機	307, 600	506, 924, 800	
カシオ計算機	1, 192, 200	1, 013, 370, 000	
ファナック	127, 500	951, 150, 000	
浜松ホトニクス	390, 500	717, 739, 000	
村田製作所	214, 500	952, 380, 000	
日本電産サンキョー	244, 000	136, 884, 000	
いすゞ自動車	875, 000	172, 375, 000	
トヨタ自動車	227, 600	933, 160, 000	
三菱自動車工業	1, 432, 000	242, 008, 000	
NOK	254, 900	318, 625, 000	
ダイハツ工業	79, 000	77, 894, 000	
スズキ	435, 200	996, 608, 000	
シマノ	251, 800	1, 024, 826, 000	
テルモ	202, 500	939, 600, 000	
島津製作所	1, 240, 000	829, 560, 000	
東京精密	147, 800	197, 165, 200	

	信用	取引	
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
ニコン	369,000	598, 887, 000	
トプコン	343, 500	162, 819, 000	
オリンパス	343, 900	901, 018, 000	
НОҮА	301,900	637, 009, 000	
シチズンホールディングス	1, 425, 100	732, 501, 400	
フランスベッドホールディングス	147,000	21, 168, 000	
フジシールインターナショナル	71,800	137, 209, 800	
タカラトミー	116,000	88, 972, 000	
日本写真印刷	55, 100	265, 582, 000	
アシックス	541,000	494, 474, 000	
ダイワ精工	487, 000	63, 310, 000	
中国電力	108, 500	215, 806, 500	
北陸電力	324, 700	711, 093, 000	
東北電力	131, 100	257, 742, 600	
北海道電力	94, 100	177, 566, 700	
東武鉄道	1,644,000	966, 672, 000	
相模鉄道	216,000	86, 400, 000	
東京急行電鉄	1,015,000	461, 825, 000	
京浜急行電鉄	621,000	478, 791, 000	
小田急電鉄	1, 200, 000	988, 800, 000	
西日本鉄道	76,000	27, 360, 000	
近畿日本鉄道	1, 301, 000	515, 196, 000	
阪急阪神ホールディングス	1,890,000	827, 820, 000	
ヤマトホールディングス	398, 000	583, 866, 000	
飯野海運	229, 100	115, 466, 400	
共栄タンカー	137,000	31, 921, 000	
第一中央汽船	1, 436, 000	374, 796, 000	
全日本空輸	2, 477, 000	705, 945, 000	
三菱倉庫	455,000	530, 985, 000	
システムプロ	439	19, 711, 100	
マクロミル	765	95, 854, 500	
ティーガイア	273	41, 414, 100	

MeLT	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考
トレンドマイクロ	259, 000	922, 040, 000	
大塚商会	58, 100	280, 042, 000	
コロムビアミュージックエンタテインメント	574, 000	22, 960, 000	
KDDI	719	374, 599, 000	
松竹	150, 000	122, 700, 000	
東宝	147, 400	237, 166, 600	
エヌ・ティ・ティ・データ	656	206, 640, 000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	380, 600	865, 865, 000	
カプコン	367, 900	665, 531, 100	
ソフトバンク	500, 300	1, 015, 609, 000	
双日	3, 853, 700	786, 154, 800	
あい ホールディングス	343, 600	116, 136, 800	
白銅	16, 700	10, 203, 700	
豊田通商	351, 400	525, 694, 400	
兼松	3, 426, 000	325, 470, 000	
ユアサ商事	1,677,000	172, 731, 000	
サンリオ	289, 400	232, 388, 200	
東陽テクニカ	29, 100	28, 081, 500	
ミスミグループ本社	460,000	750, 260, 000	
サーラコーポレーション	1,500	793, 500	
ブックオフコーポレーション	4, 800	6, 240, 000	
ドン・キホーテ	246, 300	523, 387, 500	
ゼンショー	205, 100	134, 545, 600	
幸楽苑	10,600	12, 031, 000	
サイゼリヤ	135, 700	199, 614, 700	
スギホールディングス	83, 500	185, 370, 000	
木曽路	5, 300	10, 785, 500	
リンガーハット	11,800	14, 537, 600	
コメリ	106, 900	261, 370, 500	
しまむら	12,900	106, 554, 000	
高島屋	268,000	200, 732, 000	
丸善	2, 283, 000	228, 300, 000	

Aleter	信用	信用取引		
銘柄	売建株数	評価額(円)	備考	
松屋	98, 700	92, 876, 700		
丸井グループ	246, 100	162, 918, 200		
イオン	920, 500	884, 600, 500		
元気寿司	1, 100	1, 333, 200		
ヤマダ電機	169, 090	1, 029, 758, 100		
ニトリ	97, 000	639, 230, 000		
吉野家ホールディングス	951	110, 030, 700		
常陽銀行	245, 000	114, 415, 000		
岩手銀行	35, 100	188, 487, 000		
静岡銀行	823, 000	771, 974, 000		
京都銀行	631, 000	552, 125, 000		
中国銀行	321, 000	394, 830, 000		
阿波銀行	126, 000	68, 166, 000		
みずほ信託銀行	6, 013, 000	715, 547, 000		
北日本銀行	1, 400	3, 976, 000		
ジャフコ	16, 000	51, 040, 000		
みずほインベスターズ証券	998, 000	109, 780, 000		
光世証券	86, 000	9, 718, 000		
日本興亜損害保険	388, 000	219, 608, 000		
日本証券金融	750, 500	589, 142, 500		
大阪証券金融	39, 500	8, 650, 500		
ジャックス	35, 000	8, 575, 000		
日立キャピタル	271, 500	371, 683, 500		
三井不動産	318, 000	555, 228, 000		
三菱地所	644, 000	978, 236, 000		
平和不動産	595, 000	191, 590, 000		
ダイビル	193, 600	165, 528, 000		
テーオーシー	312, 000	131, 976, 000		
新日本科学	100, 500	39, 496, 500		
アルプス技研	19, 300	11, 309, 800		
東京テアトル	178, 000	31, 684, 000		
近畿日本ツーリスト	31,000	3, 038, 000		

銘柄	信用取引		備考	
इत्तार	売建株数	評価額(円)	MH>	
セコム	238, 500	985, 005, 000		
メイテック	69, 000	122, 406, 000		
ダイセキ	204, 000	424, 320, 000		
合計	113, 492, 772 78, 322, 943, 800			

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2009年8月31日現在) I 資産総額 5, 299, 316, 375円 Ⅱ 負債総額 1,748,992円

Ⅲ 純資産総額 (I-II) 5, 297, 567, 383円 IV 発行済口数 5, 772, 944, 120 □ V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)

#### 参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド> 純資産額計算書

(2009年8月31日現在)

I 資産総額 153, 378, 463, 673円 74, 840, 527, 628円 78, 537, 936, 045円 Ⅱ 負債総額 Ⅲ 純資産総額(Ⅰ-Ⅱ) IV 発行済口数 V 1口当たり純資産額(Ⅲ/IV) 61, 685, 432, 059  $\square$ 1.2732円

# 第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 2002年11月29日	10, 719, 271, 297	24, 656, 701	10, 694, 614, 596
	至 2003年2月20日	(0)	(0)	(0)
第2期	自 2003年2月21日	7, 690, 197, 146	298, 303, 827	18, 086, 507, 915
	至 2003年8月20日	(0)	(0)	(0)
第3期	自 2003年8月21日	126, 119, 175	1, 472, 397, 526	16, 740, 229, 564
	至 2004年2月20日	(0)	(0)	(0)
第4期	自 2004年2月21日	66, 226, 343	3, 677, 334, 853	13, 129, 121, 054
	至 2004年8月20日	(0)	(0)	(0)
第5期	自 2004年8月21日	589, 525, 341	1, 695, 348, 501	12, 023, 297, 894
	至 2005年2月21日	(0)	(0)	(0)
第6期	自 2005年2月22日	2, 393, 416, 126	1, 232, 602, 994	13, 184, 111, 026
	至 2005年8月22日	(0)	(0)	(0)
第7期	自 2005年8月23日	7, 060, 686, 095	1, 614, 786, 669	18, 630, 010, 452
	至 2006年2月20日	(0)	(0)	(0)
第8期	自 2006年2月21日	464, 958, 218	1, 885, 696, 906	17, 209, 271, 764
	至 2006年8月21日	(0)	(0)	(0)
第9期	自 2006年8月22日	332, 777, 690	1, 842, 443, 322	15, 699, 606, 132
	至 2007年2月20日	(0)	(0)	(0)
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	200, 367, 771	2, 921, 339, 219 (0)	12, 978, 634, 684 (0)
第11期	自 2007年8月21日	48, 930, 351	866, 271, 374	12, 161, 293, 661
	至 2008年2月20日	(0)	(0)	(0)
第12期	自 2008年2月21日	35, 052, 929	1, 052, 068, 360	11, 144, 278, 230
	至 2008年8月20日	(0)	(0)	(0)
第13期	自 2008年8月21日	32, 608, 785	4, 455, 282, 712	6, 721, 604, 303
	至 2009年2月20日	(0)	(0)	(0)
第14期	自 2009年2月21日	37, 728, 949	959, 086, 568	5, 800, 246, 684
	至 2009年8月20日	(0)	(0)	(0)

<sup>(</sup>注1) ( ) 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。 (注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

